

## 浜松市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、浜松市明るい選挙推進協議会（以下「市協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 市協議会は、民主主義の基盤である選挙が公正明朗に行われるよう有効適切な方策を企画協議の上、これを円滑かつ効果的に推進するとともに、市民が政治認識を深め、政治意識の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 市協議会は、前条の目的を達成するため選挙管理委員会及び関係諸団体と協力して次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙に関する調査研究、情報交換及び啓発宣伝
- (2) 研究会、研修会及び講演会等
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 市協議会は、次に掲げる者からなる委員をもって組織する。

- (1) 区明るい選挙推進協議会会長
- (2) 広域的に活動を行う各種団体の代表者
- (3) 知識経験者
- (4) その他会長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 市協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。ただし、再任を妨げない。

6 会長及び副会長は、任期が満了しても後任者が就任するときまで在任する。

( 顧問及び参与 )

第 7 条 市協議会に顧問を置き、市選挙管理委員をもって充てる。

2 市協議会に参与を置くことができるものとし、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、事業達成に必要な援助、協力をするとともに、市協議会において意見を述べることができる。

( 会議 )

第 8 条 市協議会の会議は、必要の都度会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 庶務 )

第 9 条 市協議会の庶務は、浜松市選挙管理委員会事務局において行う。

( 補則 )

第 10 条 この規約に定めがあるもののほか、市協議会に関し必要な事項は会長が定める。

昭和 36 年	9 月	6 日制定	昭和 36 年	9 月	6 日施行
昭和 40 年	10 月	13 日改正	昭和 40 年	10 月	13 日施行
昭和 47 年	6 月	22 日改正	昭和 47 年	6 月	22 日施行
昭和 49 年	6 月	13 日改正	昭和 49 年	6 月	13 日施行
昭和 50 年	7 月	10 日改正	昭和 50 年	7 月	10 日施行
昭和 54 年	8 月	23 日改正	昭和 54 年	8 月	23 日施行
昭和 60 年	3 月	29 日改正	昭和 60 年	4 月	1 日施行
平成 元年	7 月	10 日改正	平成 元年	7 月	10 日施行
平成 17 年	6 月	28 日改正	平成 17 年	7 月	1 日施行
平成 19 年	7 月	21 日改正	平成 19 年	7 月	21 日施行